

総合評価落札方式入札参加者の皆様へ

～競争参加資格確認申請書兼技術提案書作成上の留意する点について～

(令和 8 年 9 月 1 日以降の入札公告から適用)

1. 様式 1 (競争参加資格確認申請書兼技術提案書)

申請者の押印は不要です。

2. 様式 2 (同種の事業の実績) について

同種の事業の実績が確認できる資料(契約書の写し又は、中部森林管理局との請負契約で事業成績評定を受けた事業を実績とする場合は、当該事業の事業成績評定通知書の写し)を添付してください。

3. 様式 3 (配置予定技術者(現場代理人)の経験) について

中部森林管理局との請負契約で、現場代理人として事業成績評定を受けた事業を実績とする場合は、当該事業の事業成績評定通知書の写しのみ添付してください。

また、申請時における他事業の従事状況等については、必ず記載してください。(本事業と重複しない場合は、「重複しない」旨記載してください。)本事業と重複する場合の対応措置については、必ず説明資料を添付してください。

4. 様式 4、様式 4-1 (配置予定作業員の資格等) について

添付資料(免許証(写)、修了証等)については不要です。

5. 様式 5 (経営・安全管理等の状況) について

(1) 配置予定技術者(現場代理人)が次の資格を有している場合は資格者証等の写しを添付してください。

- ・技術士・技術士補(森林部門、環境部門)
- ・林業技士(林業経営部門、林業機械部門、作業道作設部門)
- ・フォレストマネージャー
- ・森林施業プランナー
- ・**森林総合監理士**
- ・作業士等(フォレストリーダー研修修了者、フォレストワーカー等)
- ・技術職員(造林又は素材生産の事業実行に関し 10 年以上の経験を有する者)※事業主の証明書添付

なお、免許の更新が発生する資格は資格者証の有効期限に注意してください。

- (2) 当該事業に従事する作業員（下請けの雇用者を除く）が、職業能力開発促進法に基づく技能検定（林業職種）の技能士のうち次の資格を有している場合は資格者証等の写しを添付してください。
- ・ 1 級林業技能士
 - ・ 2 級林業技能士
- (3) 当該事業に従事する作業員（下請けの雇用者を除く）が、林野庁が主催・実施する次の研修を受講している場合は資格者証等の写しを添付してください。
- ・ 低コスト作業路企画者養成研修
 - ・ 低コスト作業路技術者養成研修
 - ・ 森林作業道作設オペレーター研修
 - ・ 森林作業システム高度技能者育成研修
 - ・ 高度架線技能者育成研修
- (4) 当該事業に従事する作業員（下請けの雇用者を除く）が、森林分野での継続教育（CPD）を受講している場合は実施記録証明書の写しを添付してください。
- (5) 地域への貢献等について
- 防災に資するボランティア活動、社会貢献活動（消防署協力事業所等を含む）、国土緑化活動についての実績、感謝状の受賞実績、分収林等に対する取組みがあれば、証明する写し等の書類を添付してください。
- なお、所属する団体での表彰を実績とする場合は、当該事業者が団体に所属していることを証明する写し等の書類を添付してください。
- (6) 働き方改革の取組の項目は、造林、素材生産各々の事業において、事業者独自の取組を行っている場合、取り組んでいる内容が具体的に分かる資料を添付してください。

6. 様式6（配置予定技術者等名簿及び雇用形態）について

- (1) 地元雇用の居住地欄には、市町村名を記載してください。作業員（直接雇用者のみ）のうち、発注の森林管理署等管内に居住している者には、適否欄に「適」を記入してください。（南木曾支署管内については、木曾森林管理署管内に含めた取扱いとしています。）
- (2) 月給制の賃金制度欄には、賃金の支払方法（日給・日給月給・月給別）を記載してください。
- なお、記載する対象者は常用雇用者のみとし、臨時雇用・下請けの雇用者は除きます。適否欄には月給制の場合のみ「適」と記載してください。
- (3) **マイナンバー法等の一部改正法により、健康保険被保険者証の新規発行が行われないこととなったことから、作業員（直接雇用者のみ）の健康保険及び厚生年金保険の保険加入状況を証明する書類については、「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」等の写しを提出してください。**
- なお、資格確認に不要な部分（標準報酬月額等）はマスキングを施してください。

- (4) 労働福祉欄には、注意書きのとおり、直雇の対象作業員（直接雇用者のみ）の契約締結している各退職金共済別に【林退共】、【建退共】、【中退共】と記載し、加入状況を証明する書類を提出してください。

7. 技術提案書作成の留意事項について

- (1) 技術提案書については、様式7及び様式8についての記載内容が競争参加資格の対象となっています。(様式7及び様式8は総合評価落札方式（標準型）の場合のみ作成)
- (2) 様式7の「施工計画の工程管理（造林のみ）」又は、「事業計画の工程管理（素材生産のみ）」において、入札公告で示されている履行期間及び各作業種の事業期間、数量に誤りがある場合は、競争参加資格が「無」となります。
- (3) 様式7及び様式8に記載する事業名が間違っている場合、競争参加資格が「無」となります。
- (4) 様式8の事業計画に関する技術提案書は、原則として、事業計画上の考慮事項、安全管理、工程管理、品質管理及び示された課題についての事業実行上の工夫・提案に関して、入札公告、入札説明書、及び仕様書等で要求されている性能等を超える技術提案について記載していただきますが、具体的、且つ明確な提案としてください。「努める」「努力する」等の曖昧な表現はしないでください。
- なお、伐採・造林一貫作業及び複数年にわたる事業は、様式8の項目が異なるので留意してください。
- (5) 事業により、「各署より示した課題」は異なりますので、技術提案書の作成にあたっては、公告の内容をよく確認してください。

8. 様式9（従業員への賃金引上げ計画の表明書）について

賃上げの実施を表明される企業は、「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を添付してください。大企業と中小企業では表明書の記載内容が異なりますので注意してください。

また、提出した表明書により加点され、落札となり契約した場合は、決められた率（大企業は3%以上、中小企業は1.5%以上）の賃上げを確認するため、表明期間終了後に決算書類等を提出していただきます。

未提出により賃上げが確認できない場合、又は賃上げが未達成の場合は、財務省から賃上げ基準に達していない者として通知された日から1年間、加点よりも多い減点措置を行うこととなります。

9. 添付資料について

証明書の写し等、添付する資料は明瞭なものを添付してください。

何度もコピーを重ねた不鮮明なもの、原本を過度に縮小コピーしたもの、両面コピーにより天地逆となった資料を混在させたものなど、内容の判読が困難なものは添付しないでください。

10. 国有林野事業における作業安全に係るクロスコンプライアンスについて

申請の都度添付していただくチェックシートについては、過去１年間にシートを提出している場合は内容に異同がない限り、その写しをもって代えることができます。

11. 暴力団排除の推進について

令和３年１２月１日より、「暴力団に関する制約事項」の添付は不要となりました。

12. その他

申請書作成にあたっては、中部森林管理局ホームページに掲載されている、別紙「競争参加資格申請書兼技術提案書のチェックリスト（造林・素材生産用）」をご活用ください。

（総務企画部専門官（契約適正化担当））